

令和 7 年 1 2 月 1 9 日

令和 7 年 第 4 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 7 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 令 和 7 年 1 2 月 1 9 日 (金)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 0 3 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	岡 田	勇	2 番	宗 健 司
3 番	山 本 達 也	4 番	高 山 豊 彦	
5 番	村 山 一 彦	6 番	井 上 武 津 男	
7 番	岡 本 正 意	8 番	吉 田 哲 也	
9 番	小 西 啓	1 0 番	畑 武 志	

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 長 谷 川 真 理

書 記 岡 田 宜 也 (総 務 課 職 員)

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	馬場正実
参事兼税住民課長	岡田博之
理事兼総務課長	原田敏明
理事兼建設農政課長	北 広光
会計管理者兼会計課長	松井幸則
まちづくり応援課長	中尾政弘
まちづくり応援 地方創生担当課長	奥野雄也
人権啓発課長	今西靖
保健福祉課長 兼診療所事務長	但馬宗博
保育園長	富岡初代
環境衛生課長	井上博丞

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	3番 山本達也 4番 高山豊彦

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 広域連合議会の報告
- 日程第 3 議案第60号 地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第61号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第62号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第63号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第64号 町道中溝学校線拡幅改良工事請負契約（第2回変更）の締結について
- 日程第 6 議案第65号 令和7年度和束町一般会計補正予算（第4号）
議案第66号 令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第67号 令和7年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第68号 令和7年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
議案第69号 令和7年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 発議第 6号 医療費削減の中止、診療報酬の大幅引き上げを求める意見書
- 日程第 8 発議第 7号 消費税減税の実施を求める意見書
- 日程第 9 発議第 8号 非核三原則の堅持を求める意見書
- 日程第 10 発議第 9号 マイナ保険証一本化の撤回を求める意見書

日程第 1 1 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（畑 武志君）

皆さん、おはようございます。本日は、ご苦勞さまです。

ただいまから、令和 7 年和東町議会第 4 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日、議会中継機器操作補助として、総務課職員の議場への入場を許可しておりますので、ご承知おきください。

岡田 勇議員から遅刻の届けが出ています。

町長から発言の申出がありますので、許可いたします。

町長。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

議員の皆様におかれましては、議会の議案を配付させていただきましたところですが、実は今般の参議院におきまして、令和 7 年度補正予算が通過いたしました。当初見込んでおりました特別交付税でございますが、私の予想よりも若干上回るということで、約 9,000 万円弱の補正予算が和東町に入ることになりました。その関係で、一部予算の内容を変更させていただきました。再度、予算書を配らせていただいた次第でございます。本日の日程第 6 でご議論いただくところですが、慎重審議をいただき、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、3 番、山本達也議員、4 番、高山豊彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

日程第2、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、山本達也議員。

○相楽東部広域連合議会（山本達也君）

おはようございます。

私のほうから、相楽東部連合議会概要報告をさせていただきます。

令和7年第3回相楽東部連合議会定例会は12月9日（火）午前9時30分から南山城村議会議場で開催されました。

開会宣言に続き、日程第1、会議録署名議員の指名、日程第2、会期の決定について、日程第3、閉会中の委員会調査報告に続きまして、日程第4、一般質問では、私、山本から、相楽東部クリーンセンターに係る廃炉解体作業の見通しについて、3町村で400万円の維持管理費がかかっていると指摘しました。解体の財源確保及び伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村でゴミ処理広域化検討協議会が設置されたが、相楽東部クリーンセンター問題は、引き続き、連合3町村で責任を持って解決するよう要望されました。

また、新しい教育長に係る人選の進捗状況については、令和7年度末に人選されていないことはないという回答がありました。

次に、笠置町、向出議員から教育学習について、GIGAスクールの成果と課題については、1人1台のタブレット所有で先生と生徒共にプラスの成果、情報機器の更新の財源や紙とデジタル教材のワンランク上の活用などが課題として挙げられました。

差別問題の学習については、低学年では障害者など身近なことから、高学年では同和問題などを学校において系統立てて教育が行われているとの説明がありました。

また、図書司書の増員については、財源の問題から国への要望が必要、図書室の利活用については、子供の読書推進やブックカフェなどの取組をしているとの回答がありました。

最後に、南山城村、久保議員から、小中学校体育館への空調設置については、ヒー

トポンプ式では1体育館当たり約9,400万円かかり、教育委員会は実施に前向きで、各自治体、連合としてどうするかとの質問がありました。

日程第5、認定第1号 令和6年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件については、決算額を歳入総額9億5,181万7,981円、歳出総額8億8,344万5,764円とするものであり、議員からは、全体的な不用額や相楽東部クリーンセンター擁壁安全対策工事、デジタル教科書に係る質問が出され、審議の結果、賛成多数で認定されました。

日程第6、議案第9号 相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、審議の結果、全員賛成で可決されました。

日程第7、議案第10号 令和7年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額10億5,153万5,000円から、歳入歳出それぞれ808万4,000円を減額して、歳入歳出総額をそれぞれ10億4,345万1,000円とするもので、歳入では、令和6年度の余剰金を負担金・分担金とで清算するもの、歳出では、人事院勧告に基づく人件費や小中学校の設備修繕に要する費用の増額、既に経過した分の教育長人件費の減額などについて予算を計上したもので、議員からは、教育長人件費の減額に関する質問等が出され、審議の結果、全員賛成により可決されました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会しました。

以上、報告とします。

○議長（畑 武志君）

以上で、報告を終わります。

山本議員から、起立での質疑等が困難なため、自席で着座の申出がありましたので、許可いたします。また、採決につきましても、挙手による採決を許可いたします。

日程第3、議案第60号 地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第60号の提案理由を申し上げます。

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく基幹システムの標準化に伴い、システムに追加された機能を稼働するために関係条例の整備を行うものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

議案第60号のご説明を申し上げます。

議案第60号

地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

上記議案を提出する。

令和7年12月19日提出

和東町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例案でございます。

あらかじめ議長のお許しをいただいておりますので、概要によりご説明を申し上げます。

ます。

4 ページほどめくっていただきまして、資料N o . 6 0、新旧対照表をつけておりますので、後ほどお目通しのほうをお願いいたします。

また、4 ページほどめくっていただきまして、概要でございます。概要に基づき、ご説明を申し上げます。

1 改正理由でございますが、基盤システムの標準化に伴い、システムの標準仕様書に示された機能を実装するに当たり、当該の事務に係る条例に所要の改正を行うものでございます。

2 改正の概要でございます。

第1条：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(1) 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により用語の定義に項ずれが生じたため、これを修正するものでございます。

(2) システム標準化に伴い、一元的に住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能が機共通機能として設けられることになったことから、この機能を扱う事務について、個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定めるものでございます。

第2条：システムの標準化に伴い、印鑑登録に係る原票を磁気ディスクで登録管理することとなるため、所要の改正を行うものでございます。

3 施行日でございますが、第1条に係る項ずれについては公布の日から、システム標準化に係る内容につきましてはシステム稼働日の令和8年2月24日からとします。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第60号 地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第60号 地方公共団体情報システムの標準化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第61号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第61号から63号の提案理由を申し上げます。

議案第61号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第62号 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第63号 和束町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

人事院勧告等の閣議決定に伴い、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第です。

また、議案第63号につきましては、和東町職員の給与に関する条例の改正が行われ、通勤手当の額が改定された場合に、当該条例の施行日の属する年度の1月1日から改定を行う旨を規定するため、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

それでは、議案第61号、62号、63号のご説明を申し上げます。

議案書をお願いいたします。

議案第61号

和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和7年12月19日提出

和東町長 馬場正実

次のページをお願いいたします。

今回改正させていただく1条関係の条例案でございます。その次に別表1、別表2ということで今回改正させていただきます給料表をつけておりますので、よろしくお願いいたします。

6ページほどおめくりいただきまして、第2条関係の条例改正案でございます。

次のページが資料No.61といたしまして、新旧対照表をつけさせていただいております。

あらかじめ議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づきご説明を申し上

げます。

第1条関係対照表の次に片袖折りの職員配置の給料表、その次に第2条関係の新旧対照表をつけさせていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

その次が概要でございます。それでは、概要に基づきご説明を申し上げます。

和東町職員の給与に関する条例の一部改正 概要でございます。

人事院勧告の閣議決定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

第1条関係でございますが、自家用車の使用者に対する通勤手当について、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの区分について、200円から7,100円までを引上げさせて行うものでございます。

日直手当について、1回の勤務に係る支給額を改定させていただきます。

令和7年12月期末手当支給率を0.025月分引き上げ1.275月分に、指定管理職員は1.075月分、定年前再任用短時間勤務職員については0.725月分に改正するものでございます。

令和7年12月期末勤勉手当支給率を0.025月分引き上げ1.075月分に、指定管理職員は1.275月分、定年前再任用短時間勤務職員につきましては0.525月分にそれぞれ改正をするものでございます。

また、月額給料につきまして、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他の職員におきましても平均3.3%の引上げを基本に給料表の改定を行うものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日ということでございますので、よろしくお願いたします。

続いて、第2条関係でございます。

55歳以上の職員の昇給を停止する。

地域手当を7%に引き上げる。現行は4%でございます。

6月と12月の期末手当を一律1.2625月分、指定管理職は0.0625月分、

定年前再任用短時間勤務職員につきましては0.715月分に改正し、6月と12月の期末勤勉手当を一律0.0625月分、指定管理職員は1.2625月分、定年前再任用短時間勤務職員につきましては0.5125月分に改正するものでございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

続いて、議案第62号のご説明を申し上げます。

議案第62号

特別職の職員で常勤のもの者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和7年12月19日提出

和東町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、条例の一部改正する条例案でございます。

こちらにおきましても議長のお許しをいただいておりますので、概要によってご説明を申し上げます。

次のページが資料No.62、新旧対照表をつけておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、概要でございます。

特別職の職員で常勤のもの者の給与及び旅費に関する条例の一部改正 概要でございます。

人事院勧告等の閣議決定に伴い、一般職の指定職職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

第1条関係でございますが、令和7年12月の期末手当の支給率を0.05月分引き上げさせていただきます。これまで100分の172.5のものを100分の177.5に改正するもので、こちらにつきましては、令和7年4月1日に遡及して適用するというところでございます。

次に、第2条関係でございますが、6月と12月の期末手当の支給率を同じ率に改正させていただき、施行期日が来年の4月1日ということでございます。

6月の期末手当の支給につきましては、100分の172.5を100分の175に、また、12月の期末手当におきましても、100分の177.5を100分の175ということで同じ率に改正させていただくものでございます。

次のページをお願いいたします。

続いて、議案第63号のご説明を申し上げます。

議案第63号

和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例

上記議案を提出する。

令和7年12月19日提出

和東町長 馬場正実

次のページが一部改正条例の条文でございます。こちらにおきましても議長のお許しをいただいておりますので、資料No.63の新旧対照表の次に一部改正の概要をつけておりますので、そちらのほうでご説明を申し上げます。

和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に係る条例の一部を改正する条例 概要でございます。

1 会計年度任用職員の費用弁償の額は、和東町職員の給与に関する条例の改定が行われたときは、当該条例の施行の日の属する年度の1月1日（当該条例の施行の日が1月1日以降の日の場合は、その日）から改定を行うというものでございます。

施行期日につきましては、令和7年4月1日となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

それでは、議案第61号の和東町職員給与に関する条例の一部改正について、何点か確認をさせていただきたいと思います。

今回この提案を見させていただいて非常に悩んでおります。といいますのは、2条関係で55歳以上の職員の昇給を提示するという項目がございます。一方では、期末手当であるとか、通勤手当であるとか、そういったところの見直しというところがございます。賛成するにも反対するにも、両方大変な状況になるということで今困っているんですが、この2条の55歳以上の職員の昇給を停止するという部分について、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

55歳定期昇給ストップにつきましては、地方公務員も国家公務員と同様に、55歳を超えますと昇給の停止が原則停止となる制度がございまして、これにつきましては、中高年層の給与抑制と次世代間の給料配分の適正化を目的として、人事院勧告に基づき、2013年より導入実施されているところでございます。

本町におきましても当然この制度を適用するというところでございましたが、その当時の町長の政治的判断ということでございまして、特に良好、極めて良好であるということで、昇給の年俸につきましては、若干2号給のほうを上げさせていただいたというところでございますが、やはりこの制度につきましては国・京都府からも強い指導を受けているところでございますので、今回、地域手当ですね、現在4%を支給させていただいているところでございますが、ご承認を賜りましたら7%まで引き上げさせていただくということでございますので、これに併せまして、55歳以上の

昇給につきましては停止させていただくということで提案をさせていただいております。以上です。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

これを改定することによって、令和8年から、対象となる55歳以上の該当する職員は何名ぐらいおられるのか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

対象になる人員につきましては、2名でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

私、今年の人事院勧告に伴う地方公務員給与改定等に関する取扱いについてということで、総務副大臣からの通達を昨日ダウンロードいたしまして読ませていただきました。先ほどもございましたように、この規定につきましては、平成26年1月1日から、国のほうでは、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇格停止とするなど、昇給抑制措置が講じられてきたところであると。各地方公共団体においても、国の取扱いに準じて措置を行うようにというような内容でございます。

ここで職員は標準の勤務成績では昇給停止するということになっています。人事評価の部分だと思うんですが、この評価ですね、どのような内容であれば標準なのか、また、どのような内容であれば標準以上と、昇給は妥当だと見なされるのか、その辺

りはいかがですか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、議員ご指摘いただきました通知書のほうには、特に良好、極めて良好の場合のみ適用されるということでございます。和東町管理職におきまして、55歳以上の方におきましても、今まで良好である、極めて良好であるという判断がなされたために昇給をさせていただいているというところでございますが、これの基準につきましては、申し訳ございませんが、和東町は人事評価というのをなかなか実施できていない状況でございます。そのため、町長より来年度より人事評価を適正にするということで、第三者委員会を立ち上げまして、各個人の能力を判断させていただき、その能力に従いまして、昇給、あるいはボーナスの賞与アップという手続きを踏まさせていただきますというところでございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

今現在、人事評価をされていないということですね。来年度から制度化をしていくということで、それを基に査定をしていくということですね。

この中には地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処することとなっているんですね。そもそもこれはなかなか賃金が上がらなかった時代に国と民間との賃金格差、これを何とかしないといけないというところから出てきた内容だと思うんですね。昨年度ぐらいから賃金の上昇も見受けられる中で、なぜ今なのかというところもあるんです。

それと、あと、やはり民間との格差の問題なので、民間の状況もしっかり把握された上で、その中で、この人事評価を入れる中でされるのかなというふうに思うんですが、その辺りの考え方はいかがなですかね、町長。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の高山議員の質問に答弁させていただきます。

まず、先ほど理事が申しましたとおり、和東町の人事評価につきましては自己申告の形を取っておりまして、それを上層部のほうで確認をしていくというのが今の現状でございます。なので、適正な人事評価をされているかということをおっしゃると、なかなか難しい点があると。この点については、私も就任して以来、いろんなことを聞いていますので、この点についてはしっかりと第三者を入れた中での評価を今後入れていくべきではないかというように考えている次第でございます。

今言われています55歳以上の定期昇給ストップに関しましては、実際のところ、26年以降、本年、令和7年までは、和東町においては地域手当という手当はございませんでした。本来ですと、これは給料でちゃんと見る地域手当が調整手当なので調整するものではないと私は考えております。その点につきまして、1点、地域手当という形で制度ができましたので、この点で給与確保というのを一定できるかなという考え方をしております。

ただ、和東町の財政等も考えますと、今後きちんと適正な評価をする中で、スーパー評価を取った場合につきましては、その制度は使える内容でございますので、その制度をしっかりと確立した上で今後に対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

これが令和7年の人事院勧告報告概要という資料なのですが、ここに高い使命感とやりがいを持って働ける公務ということが書かれてるんですね。やはり賃金ですから、そこが上がらないということになれば、その中で職員のモチベーションをどう維持していくのかということにもつながってくると思うんですね。

確かに、地域手当ということで新設されて新たな手当が増えたけれども、一方では、賃金がそこで止まったままになるわけですよ。当然55歳以上ってなりますと、多分管理職の方が含まれるだろうと思いますし、以前からも申し上げているように、管理職の方だけじゃないですけど、全職員の方が多くの業務をこなされている中で、そのまた管理職として業務管理もしていけないといけない、そういう重責の中で、一方では、賃金が上がらないということになるわけですね。なので、そこについて今後どのように考えていかれるのか、また、来年もまた賃金の上昇というのはされていくだろうと思うんですが、今のままではなく、民間もどんどん上がってくるだろうと。一方で公務員は止まったままということにはならないと思うんですね。ですから、その辺り、今後も含めてどのような考え方を持っておられるのか、町長、お願いします。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

人事院勧告にはうまく抜けがありまして、地域の民間企業との格差をなくすという観点です。私もちらっと当時の理事者のほうから確認した件でございますけども、なかなか和東町の中にそういう企業がないというのがまず1点あります。そうなってきますと、近隣市町村との給料格差をどうするかというような話がまず出てきます。その後、近隣の企業との格差がどうなるかというような話が出てくると、話がだんだん大きくしないと和東町の適正な給料は出てこないというようなことも当時の中でかな

り懸案事項であったというのを聞いております。

そういうことを含めますと、100%人事院勧告を実施することで、基本的には一定の給料を頂けるといような形にはなろうかと思えますけども、今後につきましては、人事評価を入れる中でゼロから何%上げるかといようなことをしっかりと検討しながら、また近隣の企業等も、それから特に近隣市町村等とも検討しながら給料の是正、特に和東町につきましては、今一番、私が懸念しておりますのは、働き盛りの35歳前後の職員の給料が一番ラスパイレスも低いという状況にあります。この辺の是正も含めた中で、私の目標は就任の当時管理職に言ったんですけども、少なくとも55歳には40万円強の給料になれるように頑張ってもらいたいといことはずっと今も言い続けていることでありまして、それに向けての職員のモチベーションアップといことを期待したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

先ほどの資料にも実力本位で活躍できる公務というのがあります。なので、そこはしっかりと人事評価の中で評価をいただいて、また職員の方もモチベーションを持っていただいて、頑張れば昇給できるんだといような思いで頑張ってもらいたいような職場にしていきたいなといふふうに思います。

これは今年の人事院勧告の報告の中で、人事委員会を置いていない市及び町村においては、都道府県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に、適切な対応を行うこととなっていますから、和東町なんかはそうなんです、人事委員会を置いていない、やはりそういったところも府とも調整をされながら、また以前も申しましたが、近隣の町村からすると、多分この年代になると和東町は非常に低い今の状況かなといふふうに思いますから、それも含めまして、やはりどう近隣とバランスを取っていくのかといことも併せて今後ね、検討いただきたいといふふうに思いますので、

そのことをお願いして質問を終わります。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

私のほうからも幾つか確認というか、お尋ねしたいんですけども、今、高山議員のほうからお話がありました、まず、いわゆる町職員の給与に関わる部分のところですけども、今、問題になっておりますが、いわゆる55歳以上の昇給停止という部分ですけども、いわゆる現在のところ対象になるのが2名とかいう話もありましたけども、結構前から国のレベルではそういった規定になってきて、ただ、先ほどの答弁では、当時の町長の判断で、一定、採用は見送ってきてたという話がありました。基本的に町長の判断で一定指導はあったとしても裁量はあるのかなというふうに思うんですね。

その上でまず確認したいのは、職員の方の給与ということは、結局、身分保障に関わる問題になってくるのでやはりその職員の方の今、対象になる方だけじゃなくて、今後、先ほど言われたような若い方が将来的に管理職になっていくとか、そういう年代になっていく。そこまで勤め上げていただくという意味でも大変大きな規定だと思うんですね。

そういう点では、やはり職員の方の、また職員組合もあると思いますけども、今回の改定についてのコンセンサスというか、そういったものがどのように図られたか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

岡本議員からの質問でございますが、私もその辺については十分懸念をしました。どうしてここで今やるんだと。去年に4%になったときにやらなかったのか。またまた26年に制度ができたときにそれやらなかったかといういろんな議論はしましたし、

私の中でもかなり葛藤はしました。その点につきましても、基本的には、今、調整手当という形での一定の給与確保という言い方はおかしいですけども、そういう形で制度化ができます。この制度をうまく活用しながら、私が先ほど高山議員にも答えましたように、調整手当はいつの日か廃止したいと。それをきちっと給料の中に含みたいという考え方を持っておりますので、その給料が上げられるような職員のモチベーションが上がってくるということを全体として考えたいと思っております。

若い職員の中から、働いても働かなくても同じように給料が上がるというような不平も若干私に届いておりますので、そういうことも含めて、職員のモチベーションをどうやって上げるかについては今後しっかりと検討してまいりたいし、またそれを職員が一丸となって実行していただきたいと考えておりますので、その点についてはご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

いろいろ今いただきましたけども、私が言っているのは、要は、今回の昇給停止も含めて、さっき言ったように、職員の身分に関わる問題なので、いわゆるそういった意味で今の職員組合の方も含めて、ちゃんと今回のことが人事院勧告に基づく内容ではあるけども、それがやはりこういう方向で考えているんだというような意味での対話があって、町長の思いはいろいろあるにしても、やっぱり一定の合意というのを経た中で提案されるというのが私は筋だというふうに思うんですよね。そこがこの提案に至るまでに、そういったコンセンサス、合意形成というのがどのように図られたのかということを知っているもので、そこをお答えいただきたいというふうに思います。

それと、昇給停止ということは、先ほど言われましたように、55歳以降になると上がらないと。そうすると、例えば、地域手当とか、そういったことはさっき言ったように本俸以外で手当はあるにしても、本体が上がらないということは、例えば、将

来の受け取る年金とか、そういったものにもやっぱり影響してくるんじゃないかと思うんですよね。その辺のことというのは実際どのように影響があるのか。もし、昇給停止にした場合に、しなかった場合とした場合、例えば将来受け取る年金、そういったものにもどのように影響するのか、その辺はどのように分析されていますか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

まず、1問目の件につきましては、今回の件については、職員組合に対して人勧を100%実施するという話はさせていただき、職員組合のほうは納得いただいたのかなど。その後、それに対する質問事項も出ておりませんので、私はその点については理解をいただいているというふうに考えております。

2点目でございます。これは先ほど高山議員にも答弁をさせていただきましたとおり、私は調整手当を上げるというのは理屈はおかしいと思っております、実際は本俸をどうして上げるかということに1点集中したいと思っております。それが今後の年金等々、老後に対する保証等々にも影響しますので、しっかりと仕事をしていただいて、しっかりと給料を高く上げていただく。また、これにも形的には私の権限の中で評価を上げることで昇給することは駄目とは書いておりませんので、この点についてもしっかりと評価の中で確認をしていきたいと。

管理職でありますので、職員の模範になっていただくというのは基本でございます。その点はここにいる管理職につきましては、十二分に肝に銘じて職員業務に当たっていただいていると思っておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

基本的に、要は、今の話の中でいうと、昇給停止した場合は、町長が言われたように、本体を上げへん限りは、やっぱり将来の年金とかにももちろん影響すると。だから、ある意味みんな頑張っていたでいて、昇給も勝ち取っていただいで、それに影響しないようにしてほしいという話だったと思うんですけど、それだけに影響するという意味では、極めて職員の身分保障に関わるし、将来の生活設計にも関わってくるという意味では大変重大な国の問題でもありますけども、規定だなというふうに思うんです。

今、物価高騰の中で、公務員といえども、激しい物価高騰の中で大変厳しい生活というのが強いられているというふうにも思いますし、先ほど言われましたように、この小さな町で、それでもどの町にとってもやっぱりやらなくちゃならない業務というのは必ずある中で、限られた人員の中でかなり厳しい業務量になっていると思うんですよね。そういった意味で、それに見合った報酬というか給与をちゃんと保障するというのは、結局、住民の方に返ってくることですので、そこも含めて要望すべきは要望していただく中で、実際、政治判断として町長に権限があるのであれば、もう少しやはり慎重に考えていただくことも必要だったんじゃないかというふうには思いますので、その辺、私のほうでも判断したいと思います。

あと、会計年度任用職員の関係なんですけども、これは確認なんですけども、今年度におけます会計年度任用職員としての職員の方の人数ですね、その中でフルタイム、パートタイムと分かれていると思いますけども、大体でいいですけども、どのような構成になっていますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます

和東町におきましての会計年度任用の職員採用につきましては、令和7年度67人

を採用させていただいているところがございます。このうち月額の給料を支給させていただいている人数につきましては、23名でございます。

以上です。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それで会計年度任用職員の給与等につきましては、いわゆる町職員の給与、人事院勧告に一定沿って、準じて改定もされるというふうに思うんですけども、今回の改定につきましては、いわゆる通勤に係る費用弁償の額の改定時期の特例ということを追加するというものみになっていきますけども、会計年度任用職員についての人事院勧告に基づく給与自身の改定ですね、そういったものの扱いがどのようになっているのか、また、この間も、例えば、相楽郡行政広域組合などでも、ほかの自治体関係でいますと、来年の4月からというよりも今年4月に遡って改定を遡及するという措置を取られているところも多いと思いますけども、その辺の和東町としての対応はどうされていますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

その点につきまして私のほうから答弁させていただきます。

基本的に、この考え方はこの1月からということで考えておる次第でございます。それにつきましては、当初の雇用契約の段階での給料で今まで来て、今後新たに行くということで、確かに遡及するところもございますが、うちは例年その形で対応してきておりますので、これは政策として今回もその対応で行きたいと考えております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○ 7 番（岡本正意君）

先日いろいろ伺った中で、先ほど町長が言われたような規定であるとか、また、会計年度任用職員の方の給与水準というものが正職員の方よりも準じるというか、また、それにちょっと上回るというか、そういった状況もあるので、いわゆる遡及も含めてはしないんだという話を伺ったことがあるんですけども、ただ、やはり会計年度任用職員の方はいろいろ言っても正職員の方とは身分的には大変厳しい状況があります。いわゆる 20 時間以内とか、そういった状況の中で、一定の単価としては高いかもしれないけど、勤務日数とか、そういったものを考えると、やはりなかなか大変だという状況も一方であると思うんですね。

ですからやはりそういう意味でも、先ほど 6 7 名の方が一応会計年度任用職員として頑張っていたらと。そういう点で、その方たちがいなければ役場の業務をできないという状況であるのも事実だと思うんですね。そういう意味でも、一定、遡及も含めて会計年度任用職員の方の身分保障自身をやっぱり引き上げていくと。いろんな募集をしてもなかなか受けていただけないとか、いろんな人員不足というのもやはりあるというふうに思います。そういう点で、ぜひ会計年度任用職員自身の身分保障の向上についても今後やはりぜひ検討いただきたいというふうにも思いますので、その辺り町長のお考えはいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

和束町の職員数は 80 人弱でございます。そこに 20 数人の月の職員がおられて、なおかつまだ 40 人ほどの会計年度任用の方がおられるというのは承知しております。これに対しまして一番大事なことは、働きやすい環境で働いてもらえる方であればいいというのが考え方でございます。その中でどれだけ働けるか、どれだけ来てもらえ

るかということも、当初の面接の段階で確認を取った上で、その会計年度任用職員が一番働きやすい環境を提供できるような職場にしていきたいというのが私の考え方でございますので、この点については1か月になるのか、それとも時間になるのか、それともまたいろいろ今騒がれています税対策になるのかというのをいろいろ考えながら、本人の意思を重視させていただいているというのが現実でございます。その点も踏まえた中で、会計年度任用職員の制度につきましても、昔のアルバイトとそれからパートタイムとは若干制度がよくなってきていますので、これをうまく活用していただきたい。

それと併せて数年前から始まりました60歳管理職定年が終わった後の退職延長というのがございます。この職員も数名おられますので、そういう方々とのバランスも取りながら、より働きやすい職場づくりに努めたいと考えておりますので、その点につきましてはご理解のほうをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第61号 和束町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第61号 和東町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第62号 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第62号 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第63号 和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第63号 和東町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第64号 町道中溝学校線拡幅改良工事請負契約（第2回変更）の締結についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第64号の提案理由を申し上げます。

令和7年4月14日に工事請負契約を締結した「町道中溝学校線拡幅改良工事（第3工区）」について、工事の一部に変更が生じたことにより、当該工事の内容を変更し、また、予定価格が5,000万円を超えましたので、請負契約の変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める必要があることから、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第64号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第64号

町道中溝学校線拡幅改良工事請負契約（第2回変更）の締結について

令和7年4月7日に入札に付した町道中溝学校線拡幅改良工事（3工区）請負契約について下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 事業名 令和6年度社会資本整備総合交付金事業
- 2 工事名 町道中溝学校線拡幅改良工事（3工区）
- 3 工事場所 京都府相楽郡和束町大字釜塚地内
- 4 契約金額 「4,503万4,000円」を「4,910万7,300円」に変更
- 5 契約相手方 伸和・林特定建設工事共同企業体
代表者 京都府相楽郡和束町大字柚田小字平尾114
株式会社伸和 代表取締役 吉村達也
構成員 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字河原1-4
林組石工 代表者 林 幹大
- 6 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争入札
- 7 契約期間 令和7年4月15日から令和8年1月21日
- 8 支出科目 一般会計
(款) 07 土木費
(項) 02 道路橋りょう費

(目) 03 道路新設改良費

(節) 14 工事請負費

令和7年12月19日提出

和東町長 馬場正実

1枚おめくりいただきまして、今回の変更の概要でございます。

町道中溝学校線拡幅改良工事(3校区)変更箇所資料

1 変更内容

- ・水田漏水防止に係る畦畔コンクリートの追加
- ・道路拡幅に係るゴミステーション及びプレハブ倉庫の移設並びに鳥獣侵入防止柵の撤去及び再設置の追加

2 変更内訳

契約金額	変更前	4,503万4,000円
		(内消費税相当額409万4,000円)
	変更後	4,910万7,300円
		(内消費税相当額446万4,300円)

契約金額の増額分 407万3,300円
(内消費税相当額37万300円)でございます。

右のページに、A3判の平面図のほうを載せております。これの赤字で書かれた部分につきましては、今回の変更箇所となるところでございます。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(畑 武志君)

これから質疑を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番(岡本正意君)

確認ですけれども、この変更内容の中で、第1に水田漏水防止に係るコンクリートの追加というのが挙げられておりますけれども、これが今回の変更として必要になった理由、また、原因等はどのように説明されるでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、工事に係りまして、周辺の水田、こちらのほうでございますが、周辺の側溝の工事も重ねてやらせていただきました。そのままでいけるかなと思っておりまして、やはり現状の中で、その下のほうに水が流れ込んでしまうと水田が保水しないということがありまして、工事の中でやっていく中で、近隣の水田地権者の方と相談した上で、改めて今回、畦畔のコンクリートをさせていただくことによって漏水防止をするというための追加のものでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

分かりました。

その上で一定関連してなんですけれども、今回の町道の拡幅工事につきましては、今、ここの部分と実際のところの府道の取付けの部分からずっと始まっているわけですが、結局、今まだ開通していないという状況がありますけれども、この工区も含めまして、一定、前線的にあそこが開通したと言える状況というのは大体いつ頃を予定されておりますでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

ご存じのとおり、間の1工区と3工区の中の2工区の部分の工事が進んでおりません。これのため完全開通をしておらないところがございますが、先の大雨による災害によりまして、今、「chanova」の裏側のほうになります南側の工事を行っております。それに伴いまして、第2工区の工事ができないということで、そちらのほうの工事が遅れておるところでございます。

これにつきましては、令和8年度には工事を着工し、完了する予定をしておりますので、令和8年度中には完全開通を目指して進めているというところでございます。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

ということになりますと、まだ1年以上かかると。令和8年度中ということになると、そういったことだということですけども。それで住民の方から、遅れる、遅れないとかできてないということよりも、府道から工事のほうに入っていく曲がる場所がありますね、そこは工事の車両が使うので通れるようにはなっていると思うんですけども、ただ、一般的に、そこは基本的には通らないということだというふうには思うんですけど、ただ、あんまりそれがはっきりとした、例えばこれは工事用のみですとかいうようなその表示がないので、行っていいのかなと思って。実際半分空いてますよね。行かれるような車両もやっぱり幾らかあるらしいんですね、自分も行ってしまったというようなことなんかも聞きます。あそこがそういう工事関係の車両のみが使うんだという意味で空けているということであれば、それがよく分かるような表示をしていただいて、ここは一般車両は入れませんよというのが必要かなというふうに思いますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（畑 武志君）

理事兼建設農政課長。

○理事兼建設農政課長（北 広光君）

ご質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、あそこにつきましては、今現在、通行止めをさせていただきまして、周辺の工事のための工事車両の通行のみ許可しているところでございます。

確かに私も、住民が間違えてそこに入りかけているところを何度か見かけたことがございますので、そちらのほうにつきましては、注意書き看板等設置を検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

そこはよろしくお願ひしたいと思います。

あと1点、以前、この工事をすると決まったときに、いわゆる府道との取付けのところに信号が要るかどうかという話をしましたし、一定そういう議論もあったと思うんですけども、当時は府警とも相談もしながら、基本的にはつけないという今のそういう状況があると思います。ただ、この間、町長も言われていますけど、鷲峰山トンネルが開通して、それによってももちろんあそこがどれだけとかあるんですけども、かなり大型車両も含めて、交通量が激増したということが新聞報道にもありました。一面的に観光なども含めて、そういった方が入ってこられるという中で、にぎわいという意味でのいい面もあるんですけども、ただ一方で、そういう車両がどんどん入ってくる中で交通量が物すごく多くなっていると。そういう大型車両がすごく目立つようになっているということも感じております。

そういう中で、そういう交通関係の激変ということもある中で、今後、開通に1年以上かかるということですけども、あそこの交差点のところで、わらくとかの福祉車両もあそこを通られるというふうに思いますし、事故を未然に防いでいくという意味でも、今後、信号も含めて検討すべきことじゃないかなと思っているんですけども、

その辺のお考えだけちょっとお聞かせください。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

私のほうから答弁させていただきます。

基本的に、今、岡本議員がおっしゃられましたとおり、交通量によって信号機がつくということでございます。現時点でいいますと、当時のあそこの交差点協議の一番最初は私が皮を切りましたので、私のほうから答弁させていただくわけですが、信号機と信号機の間があまり短過ぎると逆に事故が多くなるということもありますので、ここの信号機をつけるとなれば、手前の今、河原と言われている信号機を外す、もしくは点滅に変えるというようなことになるかということでございます。その辺も含めた中で、今言われているように、交通量調査というのは京都府が何年かに1回必ずやっていますし、今回トンネル開通につきましては、去年の7月と秋にもう一回やっています。この辺の交通量で、トンネルを越えてきてから、要するに信楽の方面に向くという車がどのぐらいあるかという調査が出てきていますので、この速報値ではあまり大きな信楽向けがなかったというのが現実でございますが、ここも含めて、今後、私としましても、未然防止のためには信号機は必要ということも考えながら、京都府との協議を担当課のほうに進めさせるような指示はしたいと思っておりますので、その点についてはご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第64号 町道中溝学校線拡幅改良工事請負契約（第2回変更）の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第64号 町道中溝学校線拡幅改良工事請負契約（第2回変更）の締結については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午後10時50分まで休憩いたします。

（午前10時37分～午前10時50分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第65号 令和7年度和束町一般会計補正予算（第4号）、議案第66号 令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第67号 令和7年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第68号 令和7年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第2号）、議案第69号 令和7年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）、以上5件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第65号から議案第69号の提案理由を申し上げます。

議案第65号 令和7年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、「強い経済」を実現する総合経済対策に伴う物価高騰緊急支援給付事業や子育て応援手当給付事業並びに給与改定等に伴う職員人件費等において、

議案第66号 令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、事業勘定では、一般被保険者療養給付費の減額等において、

直診勘定では、医師体制の見直しに伴う報償費や医師派遣業務委託

料等において、

議案第 6 7 号 令和 7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、保険事業勘定における居宅介護サービス給付費負担金等において、

議案第 6 8 号 令和 7 年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）及び議案第 6 9 号 令和 7 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、給与改定に伴う職員人件費等において、

予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑 武志君）

理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（原田敏明君）

議案第 6 5 号のご説明を申し上げます。

議案第 6 5 号

令和 7 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度和束町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,320 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,640 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債補正）

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日提出

次のページが1表でございます。

まず、歳入でございます。款、補正前の額、補正額、計の順にご説明を申し上げます。

10款地方特別交付税、23万5,000円、54万6,000円、78万1,000円。

13款分担金及び負担金、6,752万5,000円、15万9,000円、6,768万4,000円。

15款国庫支出金、3億3,857万5,000円、5,983万円、3億9,840万5,000円。

16款府支出金、1億9,650万円、△192万1,000円、1億9,457万9,000円。

17款財産収入、344万2,000円、1293万5,000円、1,637万7,000円。

18款寄附金、405万4,000円、1,538万3,000円、1,943万7,000円。

19款繰入金、4億2,113万1,000円、△3,853万2,000円、3億8,259万9,000円。

22款町債、5億1,330万円、480万円、5億1,810万円。

歳入合計でございますが、41億4,320万円、補正額5,320万円、計でございますが、41億9,640万円でございます。

1枚おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらにおきましても同様の説明とさせていただきます。

1款議会費、6,187万3,000円、11万1,000円、6,198万4,000円。

2 款総務費、8 億 1,393 万 5,000 円、970 万 4,000 円、8 億 2,363 万 9,000 円。

3 款民生費、8 億 9,090 万 1,000 円、6,451 万 8,000 円、9 億 5,741 万 9,000 円。

4 款衛生費、6 億 83 万 6,000 円、△270 万 1,000 円、5 億 9,813 万 5,000 円。

5 款農林業費、1 億 238 万 4,000 円、105 万 2,000 円、1 億 343 万 6,000 円。

7 款土木費、4 億 1,400 万 1,000 円、198 万 5,000 円、4 億 1,598 万 6,000 円。

8 款消防費、4 億 8,289 万 4,000 円、128 万 9,000 円、4 億 8,418 万 3,000 円。

9 款教育費、2 億 7,554 万 4,000 円、△2,278 万 3,000 円、2 億 5,276 万 1,000 円。

12 款諸支出金、24 万円、25 万円、49 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚めくっていただきまして、第 2 表 繰越明許費補正でございます。

1. 追加

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、事業名：道路管理事業、金額 680 万円でございます。

続いて、第 3 表 地方債補正でございます。

1. 追加でございます。

起債の目的：木屋区消防ポンプ庫等整備工事（過疎対策）、限度額 1,130 万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行

った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

続いて、2. 変更でございます。

起債の目的：防災備蓄倉庫整備事業（緊急防災・減災事業）、補正前の額、限度額：650万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

補正後、限度額0円でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、予算に関する説明書、令和7年度和東町一般会計補正予算（第4号）、No.65に基づきご説明を申し上げます。

総括は省略をさせていただきますので、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。主なもののご説明とさせていただきます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額4,118万円。これにつきましては、重点支援地方交付金（物価高緊急支援給付事業）といたしまして計上させていただいているところでございます。

同款、同項、2目民生費国庫補助金、補正額529万3,000円。こちらにつきましても、同じく、物価高対応子育て応援手当給付分でございます。

同款、同項、7目消防費国庫補助金、補正額535万7,000円。こちらにおきましては、令和7年度消防防災施設整備費補助金でございます。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、補正額 1,293 万 5,000 円でございます。主なものでございますが、こちらにおきましては、財政調整基金に 416 万 2,000 円、また減債基金に 802 万 8,000 円を計上しているところでございます。

18 款寄附金、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

1 項寄附金、3 目総務費寄附金、補正額 1,538 万 3,000 円でございます。主な内訳でございますが、1 節和束町ふるさと応援寄附金で 428 万 3,000 円、こちらにおきましては、生業景観を守るまちづくりといたしまして 292 万 6,000 円。また、2 節企業版ふるさと納税寄附金ということでございまして、1,110 万円、こちらにおきましては、主なものでございますが、安心な暮らしを守り、日常生活範囲の拡大を図る事業ということで 1,000 万円を計上させていただいております。

19 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、補正額 △ 3,855 万 7,000 円でございます。こちらにつきましては、財政調整基金でございます。

22 款町債、1 項町債、7 目消防債、補正額 480 万円でございます。主なものでございますが、緊急防災・減災事業債といたしまして消防倉庫の整備 △ 650 万円、また過疎債でございますが、木屋区消防ポンプ庫等整備工事といたしまして 1,130 万円を計上させていただいております。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。主なもののご説明とさせていただきますが、さきにご承認をいただきました給料改定に伴います一般会計の職員人件費の増額分として 1,495 万 6,000 円をそれぞれの項で計上させていただいておりますので、人件費につきましては、説明のほうは省かせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 30 万 6,000 円。主なものでございますが、(事業)電子計算費で △ 217 万 3,000 円、同じく、事業

の相楽広域東部連合事業費の負担金、補助及び交付金で△871万9,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同款、同項、2目企画費、補正額△272万3,000円。主なものでございますが、事業で地域おこし協力隊事業で△774万5,000円、また、事業でございますが、ふるさと応寄附金事業の積立金といたしまして428万3,000円を、また同じく事業でございますが、地域力創造アドバイザー事業、委託料といたしまして70万2,000円を計上しております。

13ページ、14ページをお願いいたします。

同款、同項、7目財産管理費、補正額1,219万円でございます。こちらにつきましては、財政調整基金積立金に416万2,000円、減債基金積立金に802万8,000円を計上しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、次のページでございますが、15目価格高騰緊急支援給付事業、補正額5,412万4,000円。こちらにつきましては、地域ポイントの負担金といたしまして5,407万4,000円を計上しているところでございます。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額537万8,000円でございます。主なものでございますが、物価高対応子育て応援手当給付事業で529万3,000円、このうち給付費といたしまして520万円を計上しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額306万8,000円でございます。主なものでございますが、27節繰出金で国保直診勘定繰出金ということで226万円を計上しているところでございます。

同款、2項、1目じん芥処理費、補正額△654万1,000円。こちらにつつま

しては、相楽東部広域連合の負担金でございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、補正額△2,278万3,000円でございます。こちらにつきましては、相楽東部広域連合の負担金でございます。

25ページ以降につきましては給与費明細をつけさせていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

他の会計につきましては所管課長よりご説明を申し上げます。

私からは以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

参事兼税住民課長

○参事兼税住民課長（岡田博之君）

それでは、私より議案第66号の説明をさせていただきたいと思っております。

議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

議案第66号

令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,952万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,898万円とし、直営診療施設勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,978万円とする。

2 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月19日提出

和東町長 馬場正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。単位は千円、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款国民健康保険税、8,801万3,000円、△66万円、8,735万3,000円。

3款国庫支出金、0円、74万2,000円、74万2,000円。

4款府支出金、4億3,585万2,000円、△9,070万円、3億4,515万2,000円。

5款財産収入、20万8,000円、109万8,000円、130万6,000円。

歳入合計、5億7,850万円、△8,952万円、4億8,898万円。

次ページをお願いいたします。次ページは歳出でございます。歳出につきましても歳入と同様の説明をさせていただきます。

1款総務費、477万6,000円、8万2,000円、485万8,000円。

2款保険給付費、4億1,034万7,000円、△9,070万円、3億1,964万7,000円。

7款基金積立金、20万8,000円、109万8,000円、130万6,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

次に、予算に関する説明書、令和7年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（事業勘定）、No.66をお願いいたします。

1ページから4ページにつきましては、重複しますので省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、主なものの説明とさせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金、補正額△9,070 万円。こちらにつきましては、1 節普通交付金の減額となります。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、補正額109万8,000 円。こちらは、1 節利子及び配当金で、財政調整基金の収入でございます。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。こちらにつきましても、主なものの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額△6,900 万円でございます。こちらにつきましては、1 8 節負担金、補助及び交付金ということで、一般被保険者療養給付負担金の減額でございます。3 月診療分から9 月診療分の実績に基づきまして補正予算を挙げさせていただいております。

同款、同項、3 目一般被保険者療養費、補正額△170 万円でございます。こちらにつきましても、1 8 節負担金、補助及び交付金ということで、一般被保険者療養負担金の減額でございます。3 月診療分から9 月診療分までの実績に基づきまして積算をさせていただいております。

同款、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額△2,000 万円。1 8 節負担金、補助及び交付金ということで、一般被保険者高額療養負担金の減額でございます。こちらにつきましても、3 月診療分から9 月診療分までの実績に基づきまして積算をさせていただいたものでございます。

7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、補正額109万8,000 円。2 4 節積立金ということで、財政調整基金積立金に計上をしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

なお、直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長のほうより説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

診療所事務長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、私のほうから、続きまして、議案第66号 令和7年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（直営診療施設勘定）につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては、先ほど税住民課長より説明がございましたので、私からは、第1表 歳入歳出予算補正からご説明申し上げます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

7款繰入金、補正前の額3,127万5,000円、補正額226万円、計3,353万5,000円。

歳入合計、1億1,752万円、226万円、1億1,978万円。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1款総務費、補正前の額7,967万4,000円、補正額226万円、計8,193万4,000円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料No.66によりご説明いたします。資料をよろしく願いいたします。

1ページから4ページの総括は議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順にご説明申し上げます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額が226万円でご

ございます。こちらにつきましては、一般会計からの繰入金でございます。

おめくりください。

歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額が 2 2 6 万円でございます。こちらの内容につきましては、職員人件費、報償金でございます。主なものとして、職員の人件費並びに常勤医師の報償金等でございます。

また、9 ページ以降につきましては給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しくださいませようよろしくお願い申し上げます。

以上、直診勘定、第 3 号補正予算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案書のほうにお戻りいただきまして、議案第 6 7 号をよろしくお願いいたします。

議案第 6 7 号

令和 7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 4 3 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9, 6 5 1 万円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 1 9 日提出

和束町長 馬場正実

1 枚おめくりください。

介護保険特別会計保険事業勘定の第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

1 款保険料、補正前の額 1 億 3,523 万円、補正額 108 万 2,000 円、計 1 億 3,631 万 2,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 8,431 万 8,000 円、117 万 2,000 円、1 億 8,549 万円。

4 款支払基金交付金、2 億 139 万 1,000 円、116 万 6,000 円、2 億 255 万 7,000 円。

5 款府支出金、1 億 1,485 万 4,000 円、87 万 3,000 円、1 億 1,572 万 7,000 円。

6 款財産収入、4 万 3,000 円、15 万円、19 万 3,000 円。

7 款繰入金、1 億 2,999 万 3,000 円、98 万 7,000 円、1 億 3,098 万円。

歳入合計、7 億 9,108 万円、543 万円、7 億 9,651 万円。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、補正前の額 1,104 万 5,000 円、補正額 32 万 4,000 円、計 1,136 万 9,000 円。

2 款保険給付費、7 億 2,086 万 2,000 円、420 万円、7 億 2,506 万 2,000 円。

4 款地域支援事業費、4,205 万 2,000 円、75 万 8,000 円、4,281 万円。

5 款基金積立金、4 万 5,000 円、14 万 8,000 円、19 万 3,000 円。

歳出合計は、歳入と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料 No. 67 をよろしくをお願いいたします。

同様に、1 ページから 4 ページにつきましては議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。款、項、目、補正額の順に主なもののみご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額108万2,000円。これにつきましては、現年度分の特別徴収の保険料の増額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、63万円でございます。こちらにつきましても現年度分の介護給付費負担金の増額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、113万4,000円の増額でございます。こちらにつきましても、現年度分の介護給付費交付金の増額でございます。

5款府支出金、1項府負担金、1目介護給付費負担金、73万5,000円。こちらにつきましても、現年度分の介護給付費負担金の増額でございます。

おめくりください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、52万5,000円の増額でございます。

歳入は以上でございます。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。歳入同様、主なものの説明とさせていただきます。

2款介護給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、420万円。こちらにつきましては、事業といたしまして、居宅介護サービス給付費の増額でございます。

4款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、次のページをお願いいたします。2目総合相談事業費、補正額64万2,000円、(事業)総合相談事業諸経費の包括支援センター委託料の増額でございます。

説明は以上でございます。

また、13ページ以降につきましては給与費明細をつけておりますので、後ほどお目通しくさせていただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（井上 博丞君）

それでは、議案第68号の説明をさせていただきます。

議案第68号

令和7年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度和束町簡易水道事業会計第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

収入でございます。

第1款水道事業収益、2億3,089万7,000円、8万6,000円、2億3,098万3,000円。

第2項営業外収益、1億2,568万1,000円、8万6,000円、1億2,576万7,000円。

支出

第1款水道事業費用、2億3,154万8,000円、99万4,000円、2億3,254万2,000円。

第1項営業費用、2億965万3,000円、84万4,000円、2億1,049万7,000円。

第2項営業外費用、2,089万5,000円、15万円、2,104万5,000円。

(資本的支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,580万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27万7,000円、過年度分損益勘定留保資金14万8,000円、当年度分損益勘定留保資金7,538万2,000円で補填するものとする。

第3条につきましても同様の説明とさせていただきます。

支出

第1款資本的支出、1億4,127万6,000円、8万6,000円、1億4,136万2,000円。

第3項基金積立金、3万円、8万6,000円、11万6,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

こちらも同様の順で説明させていただきます。

(1) 職員給与費、1,242万8,000円、89万4,000円、1,332万2,000円。

令和7年12月19日提出

和東町長 馬場正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.68をお願いいたします。

1ページは議案書と重複いたしますので、少しページをおめくりいただきまして、11ページをお願いいたします。11ページでございます。

令和7年度和東町簡易水道事業会計予算内訳書

収益的収入及び支出

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。主なもののみとさせていた

だきます。

収入を飛ばしまして、支出でございます。

水道事業費用、営業費用、配水及び給水費、材料費 50 万円、配給水管維持管理材料費でございます。

同款、同項、総係費、給料 26 万 3,000 円、手当 16 万 5,000 円、法定福利費 36 万 8,000 円、いずれも人事院勧告に伴う増額でございます。

次ページに移りまして、資本的収入及び支出でございます。

支出

資本的支出、基金積立金、8 万 6,000 円、減債基金の積立金でございます。

予算内訳書の説明は以上となります。

2 ページ以降、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表等については後ほどお目通しください。

簡易水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第 69 号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしくお願ひいたします。

議案第 69 号

令和 7 年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

収入

第1款下水道事業収益、1億7,711万1,000円、119万円、1億7,830万1,000円。

第2項営業外収益、1億4,857万5,000円、119万円、1億4,976万5,000円。

支出

第1款下水道事業費用、1億7,602万5,000円、157万6,000円、1億7,760万1,000円。

第1項営業費用、1億5,518万6,000円、149万6,000円、1億5,668万2,000円。

第2項営業外費用、2,033万9,000円、8万円、2,041万9,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

こちらと同様の順で説明させていただきます。

(1) 職員給与費、1,439万3,000円、90万3,000円、1,529万6,000円。

令和7年12月19日提出

和東町長 馬場正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.69をお願いいたします。

1ページにつきましては議案書と重複いたしますので、少しページおめくりいただきまして、11ページをお願いいたします。11ページでございます。

令和7年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算内訳書

収益的収入及び支出

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。

主なもののみとさせていただきます。

収入

下水道事業収益、営業外収益、雑収益で119万円、行政財産の使用料でございます。

続きまして、支出でございます。

下水道事業費用、営業費用、処理場費、動力費で55万円、中央浄化センター動力電気代でございます。

同款、同項、総係費、給料25万円、手当18万円、法定福利費で37万1,000円。いずれも人事院勧告に伴う増額でございます。

予算内訳書の説明は以上となります。

2ページ以降のキャッシュ・フロー計算書、貸借対照表等につきましては、後ほどお目通しください。

特定環境保全公共下水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（畑 武志君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時36分～午後1時30分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を行います。

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

それでは、何点か確認をさせていただきたいと思います。

令和7年度和束町一般会計補正予算（第4号）についてです。

ページ数につきましては、18ページをお願いします。

先日の一般質問の中でも確認をさせていただいたところですが、今日、最初の町長のご挨拶の中でもございましたが、金額が変更になっているということもございます

ので、もう一度この確認をさせていただきたいと思うんですが、物価高騰緊急支援給付事業についての詳細の内容をお願いしたいです。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、私のほうから高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域ポイント事業でございますが、物価高騰対応の地域ポイント事業でございますが、まず12月1日時点の住民及び世帯主の方なんですけども、まず一つ目といたしまして、世帯主の方に1万ポイント、これが1,628人いらっしゃいます。付与させていただきます。

それから、2番目といたしまして、全住民に1万ポイント、こちらが3,285人いらっしゃいます。

それと65歳以上の方につきましては3,000ポイント、こちらは1,648人いらっしゃいます。金額にいたしますと、まず世帯主の方への1万ポイントにつきましては1,628万円、全住民に対して1万ポイントで3,285万円、65歳以上の方について3,000ポイントにつきましては494万4,000円でございます。合計5,407万4,000円となります。これにつきましては、12月22日から使えるように準備のほうを進めさせていただきまして、今日、議決をいただきましたら、その事務のほうを進めていく予定でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

世帯に1万円、1人1万円、65歳以上の人が追加で3,000ポイントということですね。これが地域ポイントということなんですけど、この地域ポイントの期限はいつまでですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

使用期限につきましては、今年度末の令和8年3月31日とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

昨日の京都新聞で既にこういう予定だということで報道されておりました、住民の方から、年度末までという、ほぼ3か月ですね、非常に短いのではないかというお声もありまして、これを伸ばすことは可能なんですか。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

このポイント等の期限ですけれども、システム上、付与したポイントにつきましては、基本的に年度末までという形のプログラムが含まれておりました、それを変更して延ばしたりすることについては、プログラム変更とか、非常に難しい作業となることで聞いております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

分かりました。

プログラム上、難しいということでございます。今は難しいでしょうけど、できましたら設定する際にもう少し期間を長く検討いただけたらなど。そういうことで、なるべく余裕を持った日にちで使用していただけるように考えていただきたいと思います。

これは内閣府の資料なんですが、高騰対策については、水道料金の減免についても使用ができるということで流れてきておりますけれども、以前も水道料金の減免制度ということで、一定、何回かあったかと思えます。今回そういった水道料金の減免についての考えはないのかどうか、課長。

○議長（畑 武志君）

環境衛生課長。

○環境衛生課長（井上 博丞君）

お答えいたします。

減免はこれまでに令和2年に2回、令和4年1回、3回にわたり実施してきたところでございます。新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策として実施してきました。

一方、町外在住の方にも水道料金について減免している面があるというところもございまして、物価高騰支援商品券事業や生活支援燃料券事業などは、世代や業種を問わず、幅広く町内の住民の皆様が活用でき、町内の事業者の利用もされることから、地域経済の活性化にもつながることとなり得ます。また、このような観点から、限られた財源の中で、より効果的な支援となるよう事業を提案し、進めたいと思っております。

また、減免等実施するとか、実施しないとかにつきましては、政策的な面もありますので、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

減免をすると町外在住の方、町内に住宅をお持ちの方にも影響するということなんですね。分かりました。その部分でなかなか難しいということですね。分かりました。

今回、物価高騰対策の生活支援だけではなくて事業者支援とかいろんな支援、ほかのいろんな形もあろうかと思います。今日の補正予算で上がってきていませんから、これからいろんな事業をまた検討されるんだろうなと思いますけど、なるべく住民の方が利用しやすいような、また、事業として住民の方が満足いただけるような事業を今後検討していただけたらというふうに思います。

次に、8ページなんですが、企業版ふるさと納税の寄附金、今年度、例年になく非常に多くしていただいたということです。ここに安心な暮らしを守り、日常生活範囲の拡大を図る事業ということで1,000万円上がっておりますけれども、これほどのような事業を想定されておられるのか、分かったら教えていただきたい。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課地方創生担当課長。

○まちづくり応援課地方創生担当課長（奥野雄也君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

この安心な暮らしを守り、日常生活範囲の拡大を図る事業ですけれども、例えば、公共交通に資する事業ですとか、あるいはインフラの整備ですね、それ以外にも野生鳥獣対策の事業とか、そういった事業を含むということになっております。

以上です。

○議長（畑 武志君）

4番、高山豊彦議員。

○4番（高山豊彦君）

意外と幅広く活用ができるのかなというふうに思いますけど、これからまたその事業についても具体化されるんだらうなというふうに思いますけど、やはりふるさと納税、せっかくしていただいたわけですから、これを有効に活用していただいて、まちづくりを進めていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

それでは、私のほうからも幾つかお聞きしたいと思いますが、まず今お話がありましたように、18ページにあります物価高騰対策での地域ポイントの関係です。

先ほどの質疑で詳しい内容についてはご答弁がありましたので、その点についてはお聞きしませんけれども、その上で、幾つかこれをやる上での今後の私なりの提案も含めて質問したいと思うんですけども、今回、国からの交付金の財源をいわゆる全てポイントに充てられたということになります。地域ポイント自身の付与という意味での対策というのは私も別に否定はしないんですけども、ただ、やはり先ほども、内閣府のほうもいろんなメニューを提示しているということを考えますと、全てポイントに行くというやり方がちょっと安易な感じもいたしております。

先ほどありましたように、ポイント自身のメリットというか、町内の中であれば現金同様に使えるということや、また、町内の事業者の消費にもつながっていくという意味でのメリットはあると私も思っております。

ただ一方で、それが翻ってデメリットとしてもあるというのも事実で、先ほどありましたように、期間が今回でいえば3か月しかないというのは大変短い状況があるというのと、あと、使える場がそれだけ限定されているという制限がございます。

そういう中で、やはり使いやすい方となかなか使えない使いづらい方というものの差がやはりどうしても生まれてくるわけなんですね。実際、この間、今年7月に世帯

3,000円の付与がされたわけですけども、担当課に確認していただいたんですけども、その利用率というのは今の現時点でも70%だというふうに聞いてるんですね。今でもまだ3割が使っていないという状況があります。こういった状況をどのように不認識されて、また何が原因なのかということもしっかりと分析をされた上で、あえて今回、取りあえず交付金を全てポイントでやるというふうに判断された町長のお考えはどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

地域ポイントにつきましては、私の政策の中で今の段階では一番先に始めた事業でございます。これに全力投球するというのが私の考え方でございます。これは地元の強い経済をつくるためにどうしていくかという観点から、中で回すという考え方でございます。これについては揺るぎなく続投していきたいというふうに思っておるところなので、その点についてはご理解願いたい。

確かに、今言われるようにデメリットもあります。ただ、メリットとしましては、16日の参議院の予算通過で22日に1週間で住民の手元に行く。まして年末に行くということがございます。こういう点につきましては、一番使いやすい地元で使っていただくというのがまず目的でございます。

それとあわせまして、65歳以上に3,000円を寄附するというのが今回一つの大きな数字の見えるところでございますが、この数字に当たる金額分ぐらい換金とか、それから手数料、それからシステム改修費等に係る費用になります。その分も住民に回すという考え方をしておりますので、全てのお金の中にはそういうことを考えております。

それとあわせまして、今回、全体の額につきましてはこれの約1.5倍ぐらいの額

の交付金がございます。この点につきましては時間もありませんでしたので、取りあえず今期定例会には提案させていただけなかったと。ただ、これにつきましては、各担当課長のほうにはどういうものがあるかメニュー出しをしてほしいということは総務課長を通じて通知をしているところでございます。

この通知の中でまず意見を取りたい。それとあわせまして、議員の皆様方にもこの点についていろんなご提案をいただき、それをこの場で審議していただいて、基本、今のところはまだ日程的には分かりませんが、臨時議会を招集させていただいて予算化していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

町長の肝煎りで始まったポイント制度ですから、これを最大限使いたいという気持ちとしては分かりますけども、今、メリットの一つとして、いわゆる早く付与でき、22日から使えるということですから、それは大変大事なことだと思うんですけども、ただ今回、先ほど言いましたように、7月に要は3,000円という意味ではそんなに大きな付与はしてないんですけども、それでも今12月末、期限が迫っている中でも3割がまだ残っているという状況をよく見る必要があると思うんですね。

先ほどありましたように、今回、世帯1万円、個人1万円、または1万3,000円ということで、1人の世帯でも最低でも2万円から2万3,000円が付与されると思うんですね。その上で試用期間が実質3か月ということで大変短いという状況がある中で、その方の生活環境によれば大変使い切れないケースもあり得るというふうに思うんですね。

先ほど早く付与できるということを経営に挙げられておりますけども、ポイントというのは付与しただけでは支援にならないわけです。要は、現金と違って、持っているだけではあまり意味がないわけなんですね。だから、そういう意味では使わな

いと支援にならない。現金であると期間も使える場も制限がないですから手元に残すこともできますけども、ポイントの場合は期限が来れば消えてしまうんでね、そういう意味ではやはり残すこともできないと。

そういった意味では、行政の方の仕組みの問題で制限があるという状況の中で、使わなければ、また使えなければ支援にならないというのは決して自己責任にしてはならないと思うんですよ。使わない方が悪いとか、使ったらいいとか、そういうことじゃなくて、やっぱり内閣府のこの連絡文書でも、交付金による支援の効果が当該生活者に直接的に及ぶ事業というふうに言ってるんですね。効果が及ばなければ意味がないわけですよ。なので、ポイント付与で、それを本当に強い経済という高市さんみたいなことを言われましたけども、そういうようなことを本当に効果として及ぼそうと思われるのであれば、単に早く付与しましたよ。後は使ってくださいというだけじゃなくて、やっぱり環境整備が必要だと思うんですね。付与したポイントが1円も無駄なく、無理なく使用できるように、やはり町として、それを使える環境整備自身が必要なんじゃないかと思うんです。

その点で、例えば使用できる場所をこれからでも可能な限り増やすということですね。それでまた、公共的な料金、支払いとか、あとはやはりプロパンとかのガスの料金であるとかも含めて使えるようにするであるとか、また情報提供はもちろん強化していただく。それからなかなか足がない方、移動手段がない方もおられますし、移動手段の確保や配達などのサービスの徹底ですね、個人任せにせずに、行政としても使える環境を整備していくということが併せて必要じゃないかというふうに思うんですね。その辺、町長いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

ここは見解の相違でございます。私から言いますと、使ってもらわないと意味がないものでございますし、先ほど高山議員からも質問がありましたように、期間が短いということでございます。これはあくまでも令和7年度の補正予算でございます。令和7年度内にきちっと使っていただくことに私は努力したいと思っておりますし、そういう広報とかをしていくべきであって、使わないと意味がないんじゃないじゃなくて、使ってもらってこそ意味がある経済対策でございますので、私はできるだけ早い時期に使ってもらえるよう周知できることを今後考えたいと思っております。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

だから使ってもらうための環境整備を町としてはちゃんと整備するということが必要じゃないかというふうに言っているんです。言われるように、これは持っているだけで使わなかったら支援にならないわけですから、だからそのために、それを全部その個人任せにせずに、要は町として仕組み上そういう制限がどうしてもあるわけですから、それを乗り越えてでもちゃんと使えるような環境整備をしていただきたいと。

例えば年度末になって、もしポイントがどうしても残ってしまうといった場合だと、消滅するというだけじゃなくて、何らかの形でやっぱりその分を変換するとか、現金に変えるとかいうことも含めて、ちゃんと全部支援になるように責任を持つのが町の役目ですから、そこは忘れないように私はしていただきたいなと思っております。7月以降のやつが7割しか使われてないということもしっかり踏まえてもらって環境整備をしていただきたいと、これは強く要望しておきたいと思っております。

それと、先ほど高山議員からもありました水道料金の減免についてなんですけども、これはいわゆる連絡文書の中での生活支援の関係で、水道料金の減免などの支援ということが挙げられております。それで先ほどなぜしないのかという理由に課長が、要は町外の方の云々と言われたのは新しい理由ですよ。今まで1回もそんなこと言わ

れたことなかったです。そういう意味では、やらない理由ばかり考えておられるかもしれないけども、水道料金の関係というのは、近隣では宇治田原町、大山崎町、また北部のほうの町のほうでも採用をしているというのはご存じだと思います。これは誰もが条件なく負担軽減になりますし、支援になる施策、町としてできる一番効果のある施策の一つだと思うんですね。

町長はこの間、私が繰り返しそのことを要望した際に、選択肢からは外してないってずっと言われるんですよ。やる気はないんじゃないかって選択肢からは外してないと言われますよね。今回も国もわざわざ推奨メニューに引き続き書いていただいているのに、ポイントはポイントで結構けども、そっちのほうにはやっぱり今回も採用されてない。町長の判断としてこれはどのようにお考えなのか、なぜ今回も採用されなかったのか、その辺はいかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

検討課題の中には水道料金等々についても検討はさせていただきました。これのシステム改修がいつまでかかるか、それとかかる費用はどうなのかということになりまして、それを全部勘案する中で、今、担当課長が答えましたのも一つの案件の中にございました。これはうちの問題ですけども、空き家がかなりあると、空き家があるけども水道を止めていない家がかかなりあると。こういう方々にも同じように2,000円のお金が減免されると。それならば何かもっと地元の住んでいる方にそのお金を回せないかということで煮詰めました結果、65歳以上に3,000円の金額が跳ね出されたということもございますので、今回そういう形で1人1万円、1世帯1万円プラス65歳以上の方に3,000円というのを乗せたのが今回の検討結果でございませうこの、これで今回の対策は行きたいということを思っておりますので、ご理解のほ

うをお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

システム改修に経費がかかるという話だったんですけど、これも先日、担当課に聞いたら、やった場合ですけども、大体50万円ぐらいかなという話でした。それは高いか安いかわかるのはいろいろありますけども、決してできない額じゃないと思うんですよね。500万円も5,000万円もするんだったらちょっとどうかと思いますけども、そういう点でも今後の追加の対策も含めて、今度は例えばポイントをまた上乘せするとかいかへんと思うんですよ。そういう意味では、直接的に減免するという意味では、やっぱり水道料金を減らすということが一番効果がありますし、要は、自動的に軽減になるわけですから、そこは次の追加対策も含めてぜひ検討課題に入れていただいて、実際にやっていただきたいというふうに思いますので、その辺もう一度答弁をいただきたいというふうに思う。

さらに、今、ほかの自治体では、今、国のほうが小学生の給食費無償化とか、国保の均等割の関係とか、そういったことを今後打ち出す中で、それを見越して子育て支援の拡充であるとか、教育費の無償化の拡充であるとか、いろんなことを今から具体化されようとしていますけども、その水道料金の減免の検討と併せて、今後、来年度予算も含めてこういった方向の検討というのはどのようにお考えか、その辺いかがですか。

○議長（畑 武志君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まずもってこの時期でございます令和8年度の予算を今まさに組んでいる最中でご

ございます。この中にどういうことが入ってくるのか。特にうちの場合ですと、近隣市町村もですけども、インセンティブ的に給食費の無償化、保育園の無償化、それから修学旅行等の無償化を今行っております。こういうところも含めた中で、子育て支援にもう少し何か手厚くできないのかとか、また65歳以上が50%を超えてきた中で、老人対策が何かできないのかということは十二分に検討していく中にございます。

それよりもまた働き盛りの方々に何らかの支援ができないのかということも含めて検討していかなければならないというところでございます。

これは各担当課がしっかりと知恵を絞りながら、令和8年度予算を組みながら、またまた令和7年度予算で先にできることについては、交付金も活用しながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

岡本議員、最後です。

○7番（岡本正意君）

それで先ほど町長は、議員のほうにもいろいろ提案いただきたいという話をいただきましたけども、私のほうから一応既に要望もさせていただいていますので、それも含めて、ぜひ前向きにいろんな面で検討いただきたいというふうに思います。

最後と言われているので、国民健康保険のことについて最後に伺っておきたいんですけども、一般会計でいいますと20ページの直診勘定の繰出金等に関わりますけども、一般質問でも質問しましたが、いわゆる国保診療所の来年度の体制ということでお話をしましたが、今年度という点でいいますと、今まだおられる常勤の先生ですけども、原則的には3月末まで務め上げていただきたいという思いはありますけども、やはりいろんな事情もありまして、年休等もありますので、事実上、早く退職されるということも考えられると思うんですけども、そういった可能性というのはどのようにお考えなのかということと、もしそういった場合が起きた場合に、今年度中の診療所体制というのをどのように維持して、患者さんに迷惑をかけないという体制を

整備するかどうか、その辺、実際の現状と、そういったことが起こった場合の対応はどう考えているかお聞きしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

診療所事務長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

事務方といたしましては、今回の補正の中で、今来られている非常勤の先生並びに応援としまして、現在要望中であります山城総合医療センターのほうでもお願いをしているところがございます。また、現在進行形でございますが、千春会のほうにもお願いをしているというような状況でございます。基本的には、住民のためにも全部解消したいというような動きで動いておりますので、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（畑 武志君）

3番、山本達也議員。

○3番（山本達也君）

着座にて失礼します。

ページでいきますと12ページになります。

上から3分2ぐらいのところ、地域力創造アドバイザー事業というのがあるんですが、地域力創造アドバイザー事業の具体的な委託の中身をお伺いしたいと思います。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、山本議員からのご質問にお答えさせていただきます。

地域力創造アドバイザー事業で地域力創造支援業務委託料ということで挙げさせてもらっておりますけども、これにつきましては本町の抱える課題等の解決に向けての

助言を総務省に登録されておられる地域創造アドバイザーの方から助言を得て、解決に向けた助言をいただくということで、茶業の後継者不足等の課題、あと、また町内での雇用創出を目指した取組への助言、また地域おこし協力隊の活動を円滑に支援するためのサポート体制の構築等への助言等をいただく、そうした事例の紹介や先進事例を行っておられる外部人材の紹介などの事業をアドバイザーに委託するという事業でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

それでは、2点ほどお聞きしたいんですが、同じく、一般会計の12ページ、今、和東町には地域おこし協力隊はございませんが、この中に地域おこし協力隊募集支援業務委託料として170万円が計上されているんですが、この意味を教えてください。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

それでは、村山議員からのご質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊募集支援事業の委託でございますが、現在、和東町には地域おこし協力隊がいらっしゃらないという状態でございます。来年、令和8年度4月以降の採用に向けて募集等の業務を専門の事業者のほうに委託するものでございまして、これまで以上に広範囲での広報媒体への情報の掲載とか、募集要項をブラッシュアップした上で、応募者へ和東町の魅力や課題とかいったものを直接伝えていただいて、応募される方の意欲を高めて、採用となった暁には3年間勤められていただいて、それから和東町に残っていただいてまた事業を継続していただくと、そうした人材を求めするための広報等の委託事業ということでございます。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

それでしたら、どのような会社か、分かったら会社名と、それと今までもその会社に業務委託をやっておられたのか、その辺を答弁願いたいです。

○議長（畑 武志君）

まちづくり応援課長。

○まちづくり応援課長（中尾政弘君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

どのような会社に任せるかはまだ決まっておられません。また、今後、プロポーザルを行いまして、そうした事業者を募集して、そちらのほうに委託していく予定でございます。

これまで募集に関しましては和東町単体で募集しておったというところでございます。そうした部分で広報面で弱い部分があったかと思っておりますので、今後そうした事業者委託して幅広く、またより詳しく募集をかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

5番、村山一彦議員。

○5番（村山一彦君）

新しい形を持って考えられてということはよく分かりました。

そして、次は、No.66、直営診療所の件ですが、8ページ、一般管理諸経費として報償金110万円と計上されているんですが、この報償金の意味をお教え願いたいです。

○議長（畑 武志君）

診療所事務長。

○保健福祉課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの岡本委員からのご質問もありましたように、今現在の先生が休まれた場合のバックアップ体制の今の非常勤先生方の報償金の補正でございます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第65号 令和7年度和束町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第65号 令和7年度和束町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第66号 令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第66号 令和7年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第67号 令和7年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第67号 令和7年度和束町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議案第68号 令和7年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第68号 令和7年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第69号 令和7年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第69号 令和7年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、発議第6号 医療費削減の中止、診療報酬の大幅引き上げを求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○議長（畑 武志君）

○7番（岡本正意君）

発議第6号についての提案理由を申し上げます。

医療は、私たちの命と健康を守るために不可欠な社会保障の一つですが、今、その医療の安心がなくなって脅かされております。とりわけ公的な病院の多くが赤字経営に苦しみ、医師や看護師などの医療スタッフも人手不足や待遇悪化で疲弊しておりま

す。医療を受ける側も高い保険料や窓口負担が重くのしかかり、入院ベッドの削減などはいざというときの受入れ縮小につながり、命に関わる危険もある中、大きな不安を広げています。

このような事態の根源には、政府が進める医療費削減があり、このまま削減が進めば医療崩壊を起こし、世代、年齢を問わず、住民の命と健康に重大な危機を及ぼすことは明らかであり、とりわけ医療基盤の弱い本町のような地域では死活問題であることから、本意見書を提案し、政府に対し声を上げたいと考えます。

それでは、別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第6号

医療費削減の中止、診療報酬の大幅引き上げを求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和7年12月19日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 畑 武志 様

医療費削減の中止、診療報酬の大幅引き上げを求める意見書

政府が進める医療費削減は、地域医療の安心を破壊し、国民の命と健康を著しく脅かしています。多くの医療機関が赤字経営に苦しみ、京都府内の公的病院も9割が赤字経営を強いられています。被保険者や患者の保険料や窓口負担も重くなるばかりで、逆に、命と健康を脅かす事態になっています。医療現場も国民も安心できる医療を強く望んでいます。

ところが政府は医療費削減をさらに進め、自己負担の拡大、病床削減の推進など、医療崩壊を拡大しようとしています。特に重大なのが、保険適用の範囲を狭める保険外しの拡大です。これまでも入院給食費の自己負担などの保険外しが行われてきましたが、今、政府が標的にしているのが、いわゆる「OTC類似薬」であり、販薬と成

分や効能が似ている「O T C 類似薬」の一部について、2026年度から医療保険の適用外とする方向で検討しています。

具体的には、解熱鎮痛剤や咳・痰の薬、花粉症、アトピー性皮膚炎の薬などが挙げられ、保険外となれば負担額は8倍から50倍にも跳ね上がります。医療費抑制に向けた見直しと言いますが、必要な医療を細らせ、国民の命と健康を脅かす危険性が高まるだけです。子どもの医療費も風邪薬などが保険適用外となれば大幅な負担増となり、無料化制度が骨抜きになる危険性があります。

さらに重大なのが11万床もの病院ベッドの大幅削減です。「空きベッド」を「余剰・無駄」と決めつけ、赤字経営に苦しむ病院に1削減につき400万円もの予算をつけて削減を誘導しています。これはコロナ禍の際、多くの患者が入院できずに在宅放置や施設留め置きを強いられ、助かる命も助からない事態を生んだ教訓を無視するものであり、医師や看護師等のスタッフの削減にもつながり、病院経営をますます困難にするものです。このままでは、ある日突然に地域から病院がなくなる事態が進むばかりです。

「医療崩壊」とも言える動きの根本原因は、医療費削減方針の下で診療報酬を低く抑え、物価高騰や人件費増に苦しむ医療機関を放置してきたことにあります。今、政府がすべきことは、日本医師会や国立大学病院長会議など医療関係団体が強く求めている診療報酬の10%以上の大幅引き上げを行い、医師や看護師不足の解消に向けたケア労働者の処遇改善に責任を持って取り組むことです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

財務大臣 片山さつき 様

厚生労働大臣 上野賢一郎 様

京都府相楽郡和束町議会

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

日本共産党の岡本正意です。

発議第6号 医療費削減の中止、診療報酬の大幅引き上げを求める意見書について賛成討論を行います。

意見書でも述べているように、医療をめぐる状況は、医療を提供する側も医療を受ける側もかつてなく厳しい実態にあり、このまま推移すれば真面目に医療崩壊を招くことを直視する必要があるがございます。

この10月に策定された京都山城総合医療センター事業継続のための経営強化プラン第5経営計画第2次改訂版でも次のような指摘がございます。

「コロナ禍を経た生活様式の変化により総合病院を受診される患者が減少し、患者数がコロナ禍前に戻らない状況にあるにもかかわらず、コロナ患者やその疑いのある方への体制整備に対する補助金が廃止され、さらには医業収益の根幹である診療報酬は実質マイナス改定が続くなど、費用の急激な増加に医業収益が追いつかない」、
「昨今の病院経営の悪化の主たる原因として、診療報酬改定率と人件費・物価上昇率が乖離している」、「医業収益に大きく影響する診療報酬は2年ごとに見直されてい

るものの、人件費、薬剤費・材料費及び光熱水費などの物価の上昇を十分に反映できておらず、病院経営の安定化を図るために、この財政構造上の課題を解消することが全国的に求められている」、「診療報酬の改定について2年ごとに行われているものの、特に令和6年度、7年度の人事院勧告による人件費の負担増を十分に反映できておらず、経営悪化の大きな要因となっている」、以上のように、このような危機を招いている根本原因は、政府が進める医療費削減の下でまともな診療報酬が確保されない中、この間の物価や人件費の高騰に経営が追いつかないことにあることは明らかです。

今、全国的にとりわけ公的病院、大学病院などの赤字経営が急速に進み、診療科の縮小や休診、閉院など様々な影響が噴出し、患者や被保険者に直接的な影響が及ぶ事態となる中、さすがに政府も診療報酬の前倒し増額改定を検討せざるを得ない動きが報じられておりますが、その内容はあまりに付焼刃的で、根本的な矛盾解消には程遠いものがございます。

先ほど紹介した山城総合医療センターの経営強化プランでは、「公立病院を含む地方公営企業は、原則として独立採算を求められている」としつつ、「しかしながら、公立病院は、政策医療(救急、小児、周産期、新興感染症、災害時)や地域住民の医療を確保するために採算を取ることが困難な場合でも医療サービスを提供しなければならないという役割を担っている」と述べ、医療が果たすべき公的な役割と責任の重さを明らかにし、採算主義の経営では公的医療の責任や役割は果たせない現実を指摘しております。

その意味からも、政府の当面4兆円もの医療費削減方針は直ちに撤回し、医療現場が求める10%以上の診療報酬引上げなど、抜本的な対策に取り組むべきです。

政府や医療費削減を叫ぶ維新の会など一部政党は、医療費削減や高齢者への負担増の目的は、若い世代や現役世代の保険料負担を減らすためだと主張していますが、仮に保険料減額が行われたとしても極めて少額であり、本当の目的は財界などが求める

社会保険料の事業主負担の軽減との指摘がございます。

また、現在検討を進めているOTC類似薬の保険外しは当面見送るものの、一部の薬剤についての負担を増やそうとしており、これはむしろ若い世代や現役世代に大きな負担となるとともに、高齢者の負担増は将来的に今の現役世代に跳ね返ります。

入院ベッドの11万床もの大幅削減は、世代を問わず、いざというときに受入れ病床がなく、たらい回しにされ、在宅や施設内に放置されるなど、命と健康を危険にさらす事態を拡大することにつながります。

高市政権は、国民の命と安全を口実に補正予算でも防衛予算を8,000億円以上も積み上げ、たった3年で防衛予算を約5兆円から11兆円へと2倍に増やしましたが、それと引き換えに医療をボロボロにし、国民の命を脅かしておいて何を安全保障と言うのでしょうか。医療を提供する側も医療を受ける側も安心できる医療にするためにも、医療費削減の中止と診療報酬の抜本的な引上げを重ねて求め、賛成討論いたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第6号 医療費削減の中止、診療報酬の大幅引き上げを求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第6号 医療費削減の中止、診療報酬の大幅引き上げを求める意見書は、否決されました。

日程第8、発議第7号 消費税減税の実施を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第7号についての提案理由を申し上げます。

物価高騰はますます深刻さが加速する中、国民生活は厳しさを増すばかりです。先日、国会では物価高騰対策を盛り込んだ補正予算が成立しましたが、18兆円を超える巨額の予算が組まれたものの、肝心の暮らしを守る柱も軸もない、これまで繰り返された施策の延長の域を出ない内容です。

先の参院選での国民の審判と言う点でも、多数の政党の公約との関係でも、本来ならば消費税減税が議論され、実行することこそ求められました。ところが、参院選後に発足した高市政権は、消費税減税を求める国民の声を無視し、自民党と連立を組んだ維新の会をはじめ、選挙で消費税減税を掲げた野党の多くもまともに取り上げない中で、消費税減税は実現を見ておりません。

しかしながら、物価高対策として消費税減税を求める国民の声は引き続き多数であり、消費税減税が物価高から暮らしや生業を守る決め手であり、最も効果があることは明らかです。

以上の観点から、国会と政府に対し、国民の声である消費税減税の実現に真剣に取り組むよう求めるため、本意見書を提案いたします。

別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第7号

消費税減税の実施を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和7年12月19日

提出者 和東町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 畑 武志 様

消費税減税の実施を求める意見書

物価高騰が止まらず常態化する中、暮らしや生業への影響は深刻さを増すばかりです。そのような中、消費税減税を求める国民の声が広がり、先の参議院選挙でも大きな争点となり、選挙の結果、消費税率の維持を訴えた与党が少数となり、減税を訴えた野党が参議院でも多数を占め、やり方に違いはあっても、消費税減税を実現する可能性は大きくなっています。

ところが、選挙後に成立した高市政権は国民の審判を無視し、消費税減税に背を向け続け、従来と変わらない場当たり的な「物価対策」を繰り返す一方で、防衛予算の2倍化は前倒しで行うなど、「生活防衛」は無策の本末転倒の姿勢に終始しています。

国民生活はとっくに限界を超えています。政府・与党も野党も、選挙での国民の審判を踏まえ、今こそ消費税減税について協議し、実現に向けて行動すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

衆議院議長 額賀福志郎 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 高市 早苗 様

財務大臣 片山さつき 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

発議第7号 消費税減税の実施を求める意見書について賛成討論を行います。

先日、臨時国会の閉会を受けての記者会見で、高市総理は補正予算成立について「国民との約束を果たすことができた」などと述べましたが、耳を疑う発言でした。高市政権は、7月の参院選での国民の審判を受けて発足した政権ですが、国民多数が参院選で下した審判は、消費税減税に背を向ける自民党はノーであり、消費税減税の実現を強く求めたことでした。高市総理が国民の審判を真摯に受け止めるのであれば、臨時国会で消費税減税の実現に真剣に取り組むことが求められたにもかかわらず、総理は消費税減税に一貫して背を向け、これまで何度も繰り返してきた一時的な施策をまたも繰り返し、国民が求めてもいないトランプ大統領との約束を果たしただけの防衛関連予算の2倍化の前倒しなど、過去最大の18兆円もの補正を組みながら、中身は暮らしを守る柱がないと言わざるを得ません。

補正予算の財源の6割以上を国債発行で充当したことで長期金利のアップとさらなる円安を進めることになり、物価高対策と言いながら、さらに物価高を進める悪循環を招き、それが消費税の負担をさらに重くする最悪の状況を拡大しております。

消費税減税を避ければ避けるほど、国民生活や地域経済との矛盾は拡大するだけであり、政府・与党はもちろん参院選で消費税減税を公約した多くの野党は、今こそ国民との約束を果たし、直ちに消費税減税の実現に取り組むことを求め、賛成討論いたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第7号 消費税減税の実施を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第7号 消費税減税の実施を求める意見書は、否決されました。

会議の途中ですが、ただいまから2時40分まで休憩いたします。

休憩（午後2時28分～午後2時40分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、発議第8号 非核三原則の堅持を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第8号についての提案理由を申し上げます。

非核三原則は、私が生まれました年、1967年の国会で当時の佐藤栄作総理が表明し、沖縄の本土復帰を目前にした1971年の国会で、三原則の遵守と沖縄返還後の核持込みをさせない旨の決議が全会一致で可決された経緯がございます。その後も繰り返し国会決議で遵守が表明される中で、非核三原則は日本の国是として国内外で認知、定着してまいりました。

その背景には、ノーモアヒロシマ、ナガサキ、ヒバクシャのスローガンの下、核兵器廃絶を願う国民の世論と運動がございます。本町議会も、1988年、昭和63年6月議会で非核三原則の完全遵守を求める「非核和東町宣言」を採択し、現在に至っております。

この間の高市総理と政府の安保三文書改定に伴う非核三原則の見直し、持ち込ませ

ないとの原則を外そうとする動きは、核廃絶を願う国民多数の願いをふみにじり、世界で唯一の戦争被爆国としての役割も責任も放棄し、日本を核攻撃の拠点に変える危険を増大させ、世界、とりわけアジアにおける緊張を高める暴挙であります。世界の平和とともに、国民の命と安全を脅かす非核三原則の見直しを絶対に許さない立場から、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則は、世界で唯一の戦争被爆国である日本の国是であり、核兵器廃絶を望む世界の中で日本が果たすべき役割を象徴する原則です。

高市政権が進める非核三原則の見直しは核兵器廃絶を目指す国際的な流れに逆行し、唯一の戦争被爆国としての日本の立場を地に落とす暴挙であり、見直しを撤回、中止すべきです。

高市政権が見直すとしているのは「持ち込ませず」の原則で、これは「持ち込ませず」の原則がアメリカの核兵器による抑止の邪魔になるとの考えによるものです。これまで1960年の日米安保改定時に結んだ核持込みの日米密約により原則を形骸化させてきましたが、今回の見直し検討は、アメリカの核持込みを大手を振って公然化させるものであり、被爆国日本を核戦略の拠点にする極めて危険な動きです。

非核三原則は1967年に佐藤栄作首相が国会で表明し、その後も繰り返し国会決議で「国是」として確認されてきたものです。この「国是」は、世界で核兵器使用の危険が強まる中でますます重要性を増しており、今、政府がやるべきは見直しではなく法制化であり、さらには核兵器禁止条約にも早期に参加し、その重要性を世界に訴えることです。

非核三原則の見直しは、昨年日本被団協のノーベル平和賞受賞など、被爆者や核兵器廃絶を目指してきた国民の努力や願いを踏みにじる暴挙であり、非核平和を宣言している本町としても到底許せません。国民的な議論もなく、一内閣の判断で変更す

るなど論外です。政府におかれては、非核三原則見直しの検討を撤回、中止し、今後も堅持するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

日本共産党の岡本正意です。

発議第8号 非核三原則の堅持を求める意見書について賛成討論を行います。

提案理由でも述べ、また意見書にもありますように、非核三原則は1967年に当時の佐藤総理が国会で表明して以来、国会でも幾度となく堅持する旨の決議が採択されてきた被爆国としての国是となっています。国民の中では三原則の法制化を求める声や運動もある中、政府は国是であることを理由に法制化は不要との姿勢を示してきました。

高市政権の突然の見直し検討の動きは、たとえ見直しが高市総理の持論だとしても、

これまでの経緯を無視し、国是としていたことを国民的議論もなく、一総理、一内閣の判断で根底から覆すことは許されません。

今回の見直し、とりわけ「持ち込ませず」の除外が、いわゆる「安保3文書」の改定に併せて進めようとしていることに大きな危険がございます。岸田政権時に閣議決定された「安保3文書」に基づいてこの間進められてきたことは、防衛予算の2倍化という予算上の大軍拡とともに、その中身としては、いわゆる「敵基地攻撃能力」の保有であり、これまで曲がりなりにも維持してきた専守防衛を踏み外し、攻撃されていなくても日本からミサイル攻撃を行う能力を保有、強化することがございます。この能力は、先の高市総理の「台湾」発言にも表れたように、日米一体となった集团的自衛権行使と不可分の関係にあります。

このような動きに合わせて非核三原則を見直し、核の持込みを解禁すれば、核による先制攻撃を基本とする米軍の戦略に一気に取り込まれ、一体化することは明らかです。

今、高市政権は「安保3文書」と安保法制に基づき、「敵基地攻撃能力」の強化を目的に、全国で長射程ミサイルの配備とミサイルを保管する弾薬庫の整備を急ピッチで進めていて、精華町の祝園弾薬庫においても14棟もの新たな弾薬庫新設に向けて既に工事が始まるなど、私たちの身近な地域でも戦争準備とも言える動きが進められております。

祝園弾薬庫には舞鶴の海上自衛隊が使用するトマホークミサイルの一部が保管されることが想定されていますが、トマホークは核搭載が可能なミサイルです。もし三原則が見直されアメリカの核が持ち込まれれば核兵器が保管される可能性は十分に考えられ、それは、被爆国である日本が、私たちの地域が核攻撃の拠点となるとともに、当然ながら攻撃した相手からの核ミサイルによる反撃も覚悟しなければならないことを意味します。だからこそ、自衛隊の基地は、継戦能力の向上の名の下に、核攻撃にも耐えられるよう地下化を進めているのです。しかし、幾ら自衛隊が生き残ってもそ

の周辺の住民は助かりません。非核三原則を見直すということは、そういう破滅的な事態につながっていくことを意味するのです。これほど愚かなことを誰も望んでおられないと思います。

私たち和東町議会は、昭和63年6月26日に「非核和東町宣言」を採択し、非核平和のまちを宣言しました。「宣言」の第1項では、「和東町は、非核三原則(作らず、持たず、持ち込ませず)の完全な遵守を求めます」とし、第3項では「和東町は、核兵器を生産、配備の拒否を求めます」とし、非核三原則の完全な遵守と堅持を強く宣言しています。

今、政府が自ら国是としてきた三原則を乱暴に投げ捨て、唯一の戦争被爆国としての責任も役割も放棄しようとしております。今朝の新聞報道でもありましたように、官邸筋から日本も核を持つべきだといったような発言がなされたことが報道をされました。これは非核三原則の見直しを公言する高市政権の下で、いよいよたがが外れた状況が生まれているのではないかというふうに思います。この場を借りて強く抗議したいと思います。こういうときにこそ宣言の趣旨を生かし、その具体的な意志の表明として、非核三原則の堅持を求める意見書を採択していただくよう心から願い、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第8号 非核三原則の堅持を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第8号 非核三原則の堅持を求める意見書は、否決されました。

日程第10、発議第9号 マイナ保険証一本化の撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

発議第9号についての提案理由を申し上げます。

健康保険証は、国民の命と健康を守るパスポートとして、特にこれまで問題なく機能してまいりました。ところが、政府のマイナンバーカードの事実上の強制の手段として保険証の廃止がごり押しされ、この12月1日に期限切れを迎えましたが、カード自身も全国民に普及せず、マイナ保険証はさらに低い普及率と利用率にとどまり、トラブルも後を絶ちません。ゆえに、政府・厚労省は、紙の保険証と同じ機能を持つ資格確認書など類似した証明書を何種類も発行し、使用期限の延長などの特例措置を繰り返すなど、紙の保険証廃止とマイナ保険証強制は既に大きく破綻しています。

カード保有もマイナ保険証も任意であることを無視したやり方にそもそも無理があり、紙の保険証もマイナ保険証も両方使えるようにすれば何の問題もありません。これ以上、破綻したやり方を継続することは、無駄な公費をつぎ込み、行政や医療の現場の負担を増やし、被保険者の命と健康を脅かすことになり、やめるべきです。

以上の立場から本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案に代えさせていただきます。

発議第9号

マイナ保険証一本化の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和7年12月19日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和東町議会議長 畑 武志 様

マイナ保険証一本化の撤回を求める意見書

政府の「マイナ保険証」への一本化の方針の下、12月1日で従来の健康保険証は期限切れとなった一方で、厚労省は来年3月末まで期限切れの保険証を使用しても保険診療を受けられる暫定措置を取りました。これは、「マイナ保険証」の利用が進まない中、これまでの保険証が次々と期限が切れることによる混乱を避けるために修正を余儀なくされたものです。

医療機関で利用者の保険情報を確認する証明書は9種類にもなっていますが、保険証1枚あれば不要だったものです。このような事態は強引なマイナー一本化策の失敗を示しており、政府はマイナ保険証一本化を撤回し、従来の保険証とマイナ保険証の併用を認めるべきです。

そもそもマイナンバーカードの取得は任意なのに、従来の保険証を廃止することで事実上の強制を強いたことに大きな無理と誤りがありました。マイナ保険証一本化に固執し、場当たりの対応を繰り返すのではなく、誤りを認め、マイナ保険証一本化を撤回し、適切な対応を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月19日

内閣総理大臣 高市 早苗 様

厚生労働大臣 上野賢一郎 様

京都府相楽郡和東町議会

以上です。お願いします。

○議長（畑 武志君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

討論を行います。

7番、岡本正意議員。

○7番（岡本正意君）

賛成です。

日本共産党の岡本正意です。

発議第9号 マイナ保険証一本化の撤回を求める意見書について賛成討論を行います。

提案理由並びに意見書でも述べているように、そもそも任意であるマイナンバーカードの取得やマイナ保険証へのひもづけは事実上失敗、破綻しており、これ以上の法の趣旨をも無視したやり方を続けることは、医療や行政の現場の無用な負担を増大させることであり、何よりも住民、被保険者の命と健康を脅かす事態の拡大となります。

紙の保険証さえあれば何の問題もなく、マイナ保険証との併用を認めればよいことです。政府がどんなに矛盾を抱えながらも紙の保険証の廃止に固執するのは、国民の命や健康を最優先と考えていない証拠であり、マイナンバーカードによる個人情報の集中と、それを利活用したい行政や企業の思惑が優先されていると考えます。

保険証と言う国民の命と健康を守る上で不可欠なものを事実上、人質に取り、無理やり強制するやり方を改め、マイナ保険証一本化を直ちに撤回するよう強く求め、賛成討論といたします。

○議長（畑 武志君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第9号 マイナ保険証一本化の撤回を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第9号 マイナ保険証一本化の撤回を求める意見書は、否決されました。

日程第11、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出の一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

まずもちまして、本今期定例会に提案させていただきました議案につきまして全てご承認いただきましてありがとうございます。

一番大きかった令和7年度補正、何とか来週月曜日から住民の皆さんにお使い願えるよう準備が進められると思います。この点につきましては改めて重ね重ねお礼申し上げます。

あと、まだ交付金の部分につきましては若干のお金がございます。これにつきまして

ては、職員が一丸となって提案しながら経済対策に取り組みたいと考えておりますが、先ほど答弁でもさせていただきましたように、議員各位から担当のほうにご提案をいただくこともありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、2025年を振り返りますと、宇治木屋の鷲峰山トンネルが開通し、そして「chanova」が開設され、新たに業務が始まりました。そして、4月からは大阪万博、京阪奈万博が行われ、これで和東町の茶業についてもいろんところでPRさせていただけることができるようになりました。

また、学研機工とのいろいろなコラボレーションができて、新たなモニタリングや新たな事業が見えてきております。その辺につきましても、今後進めてまいりたいというふうにお願ひするところがございます。

さて、10日もしますと新年でございます。今年巳、来年は午ということで、それも60年に1回の丙の年となります。丙の年は丙が倍すると言われていまして、さらに和東町が躍進できるよう、また飛躍できるよう努めてまいりたいと思っております。議員の皆様のお力添えを重ねてお願ひするところがございます。

その前に年末年始を迎えておりますので、また、それから本格的な冬を迎えました。十分お体にお気をつけいただきまして、新年、家族の皆様、そして住民の皆様と明るい年を迎えられますことを祈念いたしまして、今期定例会、令和7年最後の議会ということでお礼かたがた、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本年も1年間いろいろお世話なりました。ありがとうございます。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、令和7年和東町議会第4回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

午後3時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

和束町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員